

# 市営駐輪場管理運営業務

## 仕様書

令和5年7月

豊田市地域振興部交通安全防犯課

## <目 次>

1	対象施設の概要	..... P 1
2	指定管理者が行う業務	..... P 3
3	市の担当部署	..... P 4
4	施設の管理基準	..... P 5
5	業務内容	..... P 5
6	職員の配置等	..... P 5
7	業務の範囲	..... P 5
8	管理運営に係る経費の負担	..... P 9
	資料 1 管理区域	..... P 11
	資料 2 様式	..... P 17
	資料 3 職員の配置について	..... P 21
	資料 4 放置自転車の選別方法について	..... P 23
	資料 5 駐輪場利用実態調査業務について	..... P 24
	資料 6 豊田市駅東駐輪場納入管理表	..... P 27
	資料 7 保守点検等の業務	..... P 28

## 豊田市営駐輪場の管理運営業務仕様書

以下に、市営駐輪場の管理運営に関し、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 名称及び所在地（令和5年7月現在）

名称	所在地
愛環梅坪駅駐輪場	豊田市東梅坪町1丁目9番地1
梅坪駅北駐輪場	豊田市梅坪町7丁目2番地9
梅坪駅南第1駐輪場	豊田市梅坪町9丁目95番地
梅坪駅南第2駐輪場	豊田市梅坪町9丁目94番地
上挙母駅北駐輪場	豊田市金谷町2丁目77番地1
上挙母駅西駐輪場	豊田市金谷町2丁目84番地
上挙母駅南駐輪場	豊田市金谷町2丁目106番地
永覚駅駐輪場	豊田市永覚町高根86番地2
貝津駅駐輪場	豊田市貝津町片坂105番地3
上豊田駅西駐輪場	豊田市上原町西山107番地2
上豊田駅東駐輪場	豊田市上原町西山107番地2
越戸駅駐輪場	豊田市越戸町上能田42番地
篠原駅駐輪場	豊田市篠原町砂ヶ入9番地4
猿投駅西駐輪場	豊田市井上町5丁目169番地
猿投駅東駐輪場	豊田市井上町4丁目1番地2
四郷駅駐輪場	豊田市四郷町森前50番地1
浄水駅南駐輪場	豊田市浄水町南平1番地1
昭和町駐輪場	豊田市昭和町3丁目45番地2
新上挙母駅駐輪場	豊田市司町1丁目49番地3
新上挙母駅南駐輪場	豊田市司町2丁目7番地5
新豊田駅駐輪場	豊田市小坂本町1丁目17番地
新豊田駅バイク専用駐輪場	豊田市小坂本町1丁目85番地1
末野原駅駅前広場駐輪場	豊田市豊栄町12丁目2番地2
末野原駅西駐輪場	豊田市豊栄町12丁目26番地1
竹村駅駐輪場	豊田市竹町宮下11番地
土橋駅北第1駐輪場	豊田市土橋町8丁目64番地3
土橋駅北第2駐輪場	豊田市土橋町8丁目31番地11
土橋駅南第1駐輪場	豊田市曙町3丁目5番地
土橋駅南第2駐輪場	豊田市曙町3丁目4番地
土橋駅南第3駐輪場	豊田市曙町3丁目26番地
豊田市駅東駐輪場	豊田市喜多町2丁目160番地
西町駐輪場	豊田市西町4丁目52番地1
平戸橋駅駐輪場	豊田市平戸橋町石平51番地2
保見駅駐輪場	豊田市保見町権堂坊119番地1
三河上郷駅駐輪場	豊田市上郷町5丁目18番地1
三河豊田駅北駐輪場	豊田市山之手3丁目130番地5

名称	所在地
三河豊田駅南駐輪場	豊田市トヨタ町643番地
三河八橋駅駐輪場	豊田市花園町前田9番地
八草駅駐輪場	豊田市八草町石坂801番地1
若林駅駐輪場	豊田市若林東町沖田151番地
広瀬バス停駐輪場	豊田市東広瀬町神田41番地6
ふじのさと入口バス停駐輪場	豊田市藤岡飯野町辻戸898番地

(2) 管理区域

資料1のとおり

(3) 設置目的

当該施設は自転車等の駐車秩序を確保するとともに、利用者等の利便の向上を図ることを目的とする。

(4) 施設の構造、規模等（令和5年7月現在）

名称	供用開始	面積	構造	使用料
愛環梅坪駅駐輪場	平成17年3月	491.80 m <sup>2</sup>	平面式	無
梅坪駅北駐輪場	平成8年12月	600.50 m <sup>2</sup>	平面式	無
梅坪駅南第1駐輪場	平成12年12月	170.20 m <sup>2</sup>	平面式	無
梅坪駅南第2駐輪場	平成8年10月	202.10 m <sup>2</sup>	平面式	無
上拳母駅北駐輪場	平成3年6月	112.39 m <sup>2</sup>	平面式	無
上拳母駅西駐輪場	平成18年1月	380.00 m <sup>2</sup>	平面式	無
上拳母駅南駐輪場	昭和56年2月	482.77 m <sup>2</sup>	平面式	無
永覚駅駐輪場	昭和60年2月	60.49 m <sup>2</sup>	平面式	無
貝津駅駐輪場	平成17年3月	233.17 m <sup>2</sup>	平面式	無
上豊田駅西駐輪場	昭和57年2月	211.79 m <sup>2</sup>	平面式	無
上豊田駅東駐輪場	平成4年4月	138.48 m <sup>2</sup>	平面式	無
越戸駅駐輪場	平成12年11月	215.00 m <sup>2</sup>	平面式	無
篠原駅駐輪場	昭和63年1月	61.60 m <sup>2</sup>	平面式	無
猿投駅西駐輪場	平成6年4月	944.54 m <sup>2</sup>	平面式	無
猿投駅東駐輪場	平成10年2月	64.00 m <sup>2</sup>	平面式	無
四郷駅駐輪場	平成30年4月	631.36 m <sup>2</sup>	平面式	無
浄水駅南駐輪場	平成19年2月	1,404.00 m <sup>2</sup>	平面式	無
昭和町駐輪場	平成4年4月	2,757.05 m <sup>2</sup>	平面式	無
新上拳母駅駐輪場	昭和63年1月	51.35 m <sup>2</sup>	平面式	無
新上拳母駅南駐輪場	平成20年7月	428.62 m <sup>2</sup>	平面式	無
新豊田駅駐輪場	平成2年4月	680.00 m <sup>2</sup>	2階建 2段ラック	無
新豊田駅バイク専用駐輪場	平成2年7月	62.00 m <sup>2</sup>	平面式	無
末野原駅駅前広場駐輪場	平成24年3月	359.3 m <sup>2</sup>	2階建	無
末野原駅西駐輪場	平成4年4月	218.00 m <sup>2</sup>	平面式	無
竹村駅駐輪場	平成9年1月	907.45 m <sup>2</sup>	平面式	無



名称	供用開始	面積	構造	使用料
土橋駅北第1駐輪場	平成25年4月	985.20㎡	2階建 2段ラック	無
土橋駅北第2駐輪場	令和3年4月	484.92㎡	平面式	無
土橋駅南第1駐輪場	平成24年4月	170.28㎡	平面式	無
土橋駅南第2駐輪場	平成24年4月	74.47㎡	平面式	無
土橋駅南第3駐輪場	令和2年7月	551.06㎡	平面式	無
豊田市駅東駐輪場	平成18年11月	380.82㎡	地下式	有
西町駐輪場	平成4年4月	689.26㎡	平面式 2段ラック	無
平戸橋駅駐輪場	昭和58年3月	269.74㎡	平面式	無
保見駅駐輪場	昭和63年1月	112.00㎡	平面式	無
三河上郷駅駐輪場	昭和63年1月	737.50㎡	平面式	無
三河豊田駅北駐輪場	平成16年3月	171.98㎡	平面式	無
三河豊田駅南駐輪場	昭和55年3月	374.00㎡	平面式	無
三河八橋駅駐輪場	平成23年4月	1333.14㎡	平面式	無
八草駅駐輪場	平成20年3月	224.64㎡	平面式	無
若林駅駐輪場	平成3年2月	1,552.00㎡	平面式	無
広瀬バス停駐輪場	平成16年3月	19.11㎡	平面式	無
ふじのさと入口バス停駐輪場	平成5年度	17.50㎡	平面式	無

#### (5) 施設規模の増減計画

ア 施設の新設、拡張及び廃止計画については、以下のとおり予定している。

(令和5年7月現在)

時期	内容
令和6年度	昭和町駐輪場 一部廃止または移設 ※都心公共用地の利活用事業のため。駐輪台数は未定。
令和9年度	新豊田駅バイク専用駐輪場 移設 ※都心公共用地の利活用事業のため。ただし駐輪台数は現行と同程度を見込む。

※工事内容や社会情勢により、規模や時期を変更する場合がある。

イ 施設の新設、拡張または廃止に伴う指定管理料の増減については、当該施設に係る経費を算出し、協議の上増減額を決定する。

## 2 指定管理者が行う業務

### (1) 施設運営に関する業務

- ア 有料駐輪場の利用の許可に関すること。
- イ 駐輪場の利用に関すること。
- ウ 駐輪場内の事故対応に関すること。
- エ 放置自転車等の対応に関すること。

(2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）維持管理に関する業務

施設を常時適法な状態に維持するために、「建築物等適正管理マニュアル」に基づき保全を実施すること。

また、点検等は実施回数に応じて実施予定の計画を作成し、実施状況及び不具合の有無について確認の上、市指定の様式にて報告すること（資料2 様式1～4）。

ア 施設の運営と密接に関係するもの及び軽微なもの

(ア) 自主点検（日常点検及び定期点検）

- ・建築物の敷地、構造、防火避難、衛生及び建築設備に破損等の不具合の有無を確認し、報告すること。
- ・不具合箇所の使用停止、暫定措置等の安全確保及び復旧を適切に行うこと。
- ・定期に行う施設全体の点検は、自主定期点検マニュアルを作成し、施設等の状況に応じて適宜見直しを行うこと。

(イ) 施設の日常的な管理業務

- a 清掃に関すること。
- b 警備に関すること。
- c 草刈り及び植栽管理に関すること。

(ウ) 日常的な小規模修繕（基本協定で定められた金額以下）

- ・指定管理者は、市と協議の上で日常的な小規模修繕（基本協定書で定められた金額以下）を実施すること。
- ・点検で確認された不具合及び突発的に発生した不具合についても、小規模修繕と同様に安全管理上必要な措置を講じて、修繕方法、金額等について検討すること。
- ・指定管理者が修繕を実施した場合は、市が指定する方法により市に対して実施結果を報告すること（資料2 様式4）。

イ 施設等の維持管理に必要なもの

施設等の保守点検業務（法定点検）

業務名	業務概要	頻度
消防設備	消火器点検	2回/年

(3) 駐輪場利用実態調査に関する業務

駐輪場の状況調査に関すること。

3 市の担当部署

上記の管理運営業務のうち、施設運営に関する業務及び運営と密接に関係するものについては交通安全防犯課が担当し、施設等の維持管理に必要なものについては建築予防保全課が担当し、当仕様書において、以下のとおりの役割分担とする。

番号	担当部署	担当業務
1	地域振興部 交通安全防犯課	建築予防保全課担当業務以外全て
2	都市整備部 建築予防保全課	・「施設等の維持管理業務」のうち「施設等の維持管理に必要な保守点検」 ・施設等の修繕に関すること (建築物及び建築設備に係るものに限る。)

#### 4 施設の管理基準

##### (1) 利用時間及び駐車自転車等の種類

名称	利用時間	自転車等の種類
新豊田駅駐輪場	午前5時から翌日の 午前0時45分まで	自転車
土橋駅北第1駐輪場		
豊田市駅東駐輪場		
豊田市駅バイク専用駐輪場	終日	原動機付自転車
上記以外の市営駐輪場	終日	自転車及び原動機付自転車

※休業日なし

##### (2) 利用時間及び駐車自転車等の種類の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間及び駐車自転車等の種類を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においても市から支払う指定管理料は増額しないものとする。

##### (3) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。ただし、行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

#### 5 業務内容

指定管理者の行う業務は、駐輪場の設置目的を果たすための、施設利用の受け付け、利用者への駐輪指導、駐輪状態の整理、施設全体の点検、整備及び清掃業務である。

#### 6 職員の配置等

- ① 施設の管理について、全42施設を取りまとめる総括責任者を配置すること。
- ② 豊田市駅東駐輪場の管理人として、受付や利用案内等を行う職員を、毎日午前5時00分から午後8時00分までの間、常時1人以上配置させること。また、管理人は名札及びベスト等を着用すること。
- ③ 別に定める30箇所の駐輪場の駐輪指導員として、平日の概ね午前6時から午前9時のうち、通学通勤時間帯の1時間30分以上、別に定めるポストに人員を配置させること（資料1参照）。また、駐輪指導員は、名札、黄色の帽子及び駐輪指導員と記された腕章を着用すること。
- ④ 別に定める11箇所の駐輪場について、月に1回以上清掃及び施設の点検、自転車等の整理を実施すること（資料1参照）。また、作業時には名札及び黄色の帽子を着用すること。
- ⑤ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施させること。
- ⑥ 上記②から④については、豊田市シルバー人材センターや地域高齢者の活用に努めること。

#### 7 業務の範囲

##### (1) 42駐輪場全てに共通する事項

###### ア 駐輪場の施設及び設備の維持管理に関すること

- ① 駐輪場内を整理整頓し、利用者の利便性と安全性の向上を図ること。
- ② 駐輪場内の案内看板に管理者名及び連絡先を明示すること。
- ③ 施設を常に適正かつ安全に維持するために、施設の保守点検を実施するとともに、以下に示す項目を職員により実施すること。

項目	内容
保守管理等について	外観点検を適宜実施し、雨漏り、ひび割れ、破損の有無等の確認及び施設維持のために必要な措置を講ずること。
照明について	照明が点灯しない場合、電球等の交換により速やかに復旧させること。
防災関係	消火器の点検（設置状況及び消火器の外観の確認、使用期限等による更新）※新豊田駅駐輪場、土橋駅北第1駐輪場及び末野原駅前広場駐輪場に各4本設置
警備関係	警備機器のある施設については、非常通報等の操作確認を行う。 ※豊田市駅東駐輪場、新豊田駅駐輪場及び土橋駅北第1駐輪場のみ
清掃、ゴミ処理について	施設内の日常清掃を行い、管理施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法に基づき処分すること。
草刈り及び植栽管理について	巡視による外観点検を行い、草刈りや枝打ち、簡易除草、散水等を適宜行うこと。

- ④ 設備機器等の保守点検は、適切な管理により調達、取替補充及び処分を行うこと。
- ⑤ 放置自転車等の増加や施設の破損・故障等により、駐輪場の機能を損なう事由があるときは、機能回復のため適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて交通安全防犯課に報告すること。
- ⑥ 大雨等により駐輪場の施設及び設備に被害が発生している可能性がある場合は、可能な限り速やかに被害状況を確認し、交通安全防犯課に報告すること。

#### イ 駐輪場の利用に関すること

- ① 別に定める30箇所の駐輪場及び豊田市駅東駐輪場においては、駐輪場及びその周辺で、利用者に対して駐輪指導を実施すること。
- ② 利用者に対しては、親切で公平な態度で接し、常に適切な対応を心がけ、みだらな服装及び粗暴な言動は厳に慎むこと。
- ③ 利用者等から苦情・要望を受けた場合は速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて交通安全防犯課へ報告すること。
- ④ 駐輪場及びその周辺で発生した緊急性や犯罪性の高い事例は、必要に応じて速やかに警察等に通報するとともに、交通安全防犯課に報告すること。
- ⑤ 拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署に届け出ること。

#### ウ 駐輪場内における事故対応

駐輪場内で利用者等が事故にあった場合は、速やかに交通安全防犯課に報告するとともに、適切な措置を講ずること。利用者の避難誘導や負傷者の救護など、急を要する場合は応急的措置を行い、直ちに市へ報告すること。

#### エ 放置自転車等の対応について

- ① 年に2回、駐輪場内の自転車に交通安全防犯課が支給する指定の札を取り付け、場内の放置自転車等を選別する（資料4参照）。
- ② 札を取り付ける時期は、交通安全防犯課と協議の上、小中学校及び高等学校の長期休業期間中を避け、概ね4月から7月及び10月から1月の間にそれぞれ1回実施する。
- ③ 札を取り付けた場合、取り付けた年月日と台数を翌日までに交通安全防犯課に報告すること。

- ④ 長期間放置されている自転車が目立つ駐輪場においては、駐輪場の円滑な利用促進のため、協議の上、年2回を超えて札を取り付け、放置自転車の選別を行うこととする。

#### オ 修繕に関する業務

- ① 指定管理者は、市と協議の上で、日常的小規模修繕を実施するものとする。
- ② 指定管理料に含める修繕料は、年間50万円を基本として年度協定書に定める金額とする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市が指示する方法により、市に返還するものとする。
- ③ 日常的小規模修繕は、指定管理料に含まれる予算を優先して執行するものとする。
- ④ 専門技術や専門知識等を要する作業（高所の電球交換等）に係る費用は、修繕料でまかなうこと。
- ⑤ 緊急に対応を要する修繕案件に関しては、市との協議の上で、その金額に関わらず指定管理者による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源については、指定管理者の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- ⑥ 指定管理者が修繕を実施した場合には、市が指示する方法により、市に対して実施結果を報告しなければならない。

#### カ 駐輪場利用実態調査

年に1回、10月から11月に駐輪場の利用実態調査を実施すること（資料5参照）。

#### キ 管理日誌の作成

1日の業務内容（清掃、点検、修繕、その他維持管理作業等）や市民対応（事故や苦情対応及び対応状況、拾得物の記録・対応）など、日々の管理状況を記録すること。

#### ク 損害賠償責任に関する事項

指定管理者は、施設及び設備の管理運営に起因する損害または傷害について、その責任を負う。指定管理者は必要に応じて施設管理者賠償責任保険に加入し、その場合の費用は指定管理者の負担とする。

#### ケ 事業報告

- ① 毎月報告書を作成し、毎月業務終了後10日以内に交通安全防犯課に提出するものとする。
- ② 毎事業年度終了後、4月30日までに以下の内容を記載した事業報告書を提出する。
  - ・管理業務の実施状況
  - ・使用料に係る料金の収入の実績（豊田市駅東駐輪場のみ対象）
  - ・管理に係る経費の収支状況
  - ・その他、管理実態を把握するために交通安全防犯課が必要とする事項

#### (2) 豊田市駅東駐輪場に関する個別事項

共通事項に加えて、豊田市駅東駐輪場において以下の業務を行うこと。

##### ア 自転車の駐車利用に関すること

- ① 駐輪場利用申請受付業務
  - ・適宜券売機の利用方法を案内すること。
  - ・定期利用者に対しては、駐輪場定期利用許可申請書に記入させる、学生料金の適用を受

けようとする者には、学生証を提示させること。

- ・定期券については自転車の見えやすい場所に、一時利用券はハンドルに取り付けるよう説明すること。
- ・駐輪場の利用方法について案内を行うとともに、駐輪場内における事故及び自転車の盗難、損傷等の責任について等の重要事項については、口頭により説明すること。
- ・定期券の更新が近づいてきた利用者に対しては、貼紙等により更新を案内すること。
- ・利用者から定期利用の解約の申し出があった場合は所定の手続きを行い、料金の還付の必要が生じた場合は、使用料還付申請書により受け付けること。

## ② 駐輪場使用料の管理

豊田市自転車等放置防止条例に基づき、次表の使用料を徴収し、出納簿の作成、使用料納入事務を行う。

利用区分	一時利用	定期利用	
		1か月	3か月
一般	1回につき	1,500円	4,000円
学生	100円	1,300円	3,400円

## ③ 現金管理

- ・受領した使用料は、安全かつ適切に保管すること。なお、使用料の収受にともなう釣り銭は指定管理者の負担とする。
- ・当日の利用状況と受領した使用料金等について、券売機より日報を出力し、金額を確認すること。
- ・受領した使用料は、市が支給する納付書により、速やかに市へ納入すること。
- ・毎月2日までに前月分の徴収金額等を指定の様式により市に報告すること(資料6参照)。併せて、券売機から出力した月報も提出すること。

## ④ 書類等の管理

- ・利用許可申請書については、適切に管理及び保管すること。
- ・券売機に必要なロール紙(2種類)は、常に在庫数を確認し明らかにしておくこと。また、在庫がわずかになった場合は速やかに交通安全防犯課へ連絡すること。

## ⑤ 適正利用の指導啓発業務

使用料未払者に対しては、貼紙や声かけ、電話確認等により利用料金を支払うよう促すこと。

## イ 管理施設の各種業務

- ・施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等の業務を実施すること。業務は下表のとおり。(資料7参照)

業務名	内容
A 保守点検業務	駐輪ラック、ベルトコンベア、券売機の保守点検
B 夜間巡回警備業務	夜間の無人時間帯における巡回警備
C 出入口の開閉業務	出入口シャッターの開閉及び点検
D 警備業務	機械警備

- ・消防法に基づき防災管理者及び甲種防火管理者をおくこと。
- ・コモ・スクエアの管理者が開催する月1回程度の連絡会議及び、年5回程度の防災会議、年2回の防災訓練等へ出席し、必要に応じて内容を交通安全防犯課へ報告すること。(会議は1時間程度、防災訓練は2時間程度。)

#### ウ 電話回線の用途等

管理人室に常設してある固定電話機1台について、以下のとおり取り扱う。

- ・事務連絡及び定期券利用者への連絡、その他問合せ対応に使用。
- ・防犯のための感知機能を有する警備機器の通信手段(機械警備用の回線)として使用。
- ・電話料金は指定管理者が負担する。

### (3) 新豊田駅駐輪場に関する個別事項

共通事項に加えて、新豊田駅駐輪場において以下の業務を行うこと。

#### ア 管理施設の各種業務

施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等の業務を実施すること。業務は下表のとおり。(資料7参照)

業務名	内容
E 保守点検業務	ベルトコンベア、電動シャッター、駐輪装置及びシャッターの水圧開扉装置の保守点検
F 警備業務	機械警備及び巡回警備

#### イ 電話回線の用途等

- ・防犯のための感知機能を有する警備機器の通信手段(機械警備用の回線)として使用。
- ・電話料金は指定管理者が負担する。

### (4) 土橋駅北第1駐輪場に関する個別事項

共通事項に加えて、土橋駅北第1駐輪場において以下の業務を行うこと。

#### ア 管理施設の各種業務

施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等の業務を実施すること。業務は下表のとおり。(資料7参照)

業務名	内容
G 保守点検業務	ベルトコンベア、電動シャッター及び駐輪装置の保守点検
H 警備業務	機械警備及び巡回警備

#### イ 電話回線の用途等

- ・防犯のための感知機能を有する警備機器の通信手段(機械警備用の回線)として使用。
- ・電話料金は指定管理者が負担する。

## 8 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、市で負担するものは以下のとおりとする。

- ① 大規模修繕費(市が必要と認めたもの)
- ② 備品費(市が必要と認めたもの)
- ③ 建物総合損害共済(災害に伴う建物の保険で、豊田市駅東駐輪場、新豊田駅駐輪場及び土

橋駅北第1駐輪場のみ対象)

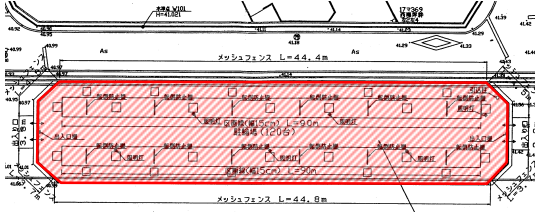
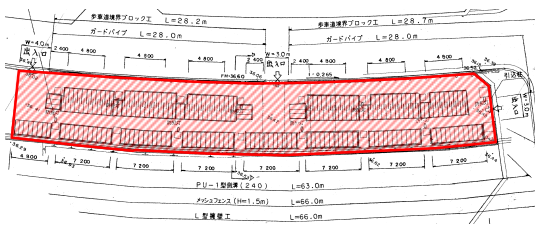

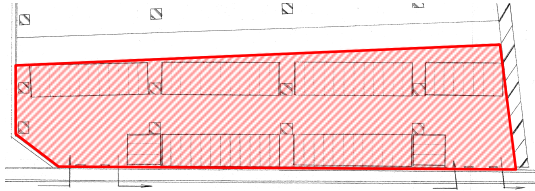
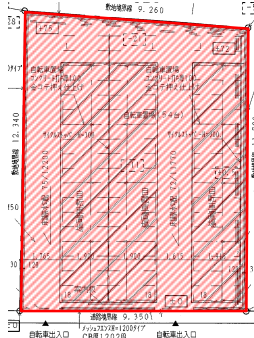
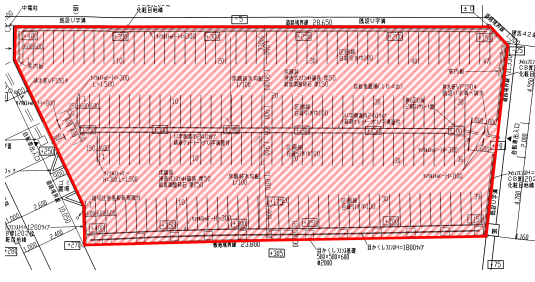
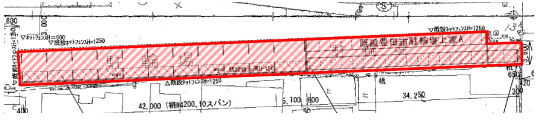

- ④ 指定管理料に含まれる年間50万円までの小規模修繕を超えた場合の小規模修繕費
- ⑤ 光熱水費（駐輪場内の照明等の電気設備に必要な電気料金及び駐輪場内の植栽管理等に使用する水道料金）
- ⑥ 用地に係る借地料
- ⑦ 豊田市駅東駐輪場に係るコモ・スクエア ウエスト管理組合への管理費負担金
- ⑧ 豊田市駅東駐輪場に係る消防用設備等点検費及び防火対象物点検費

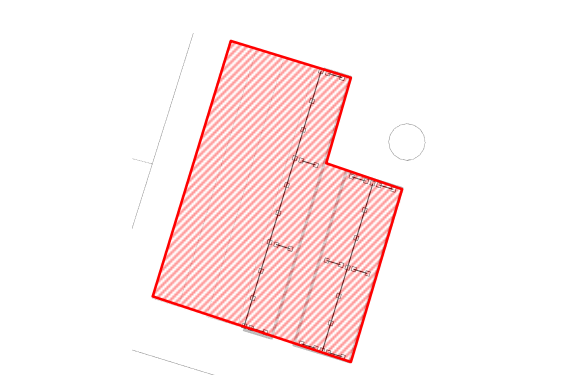
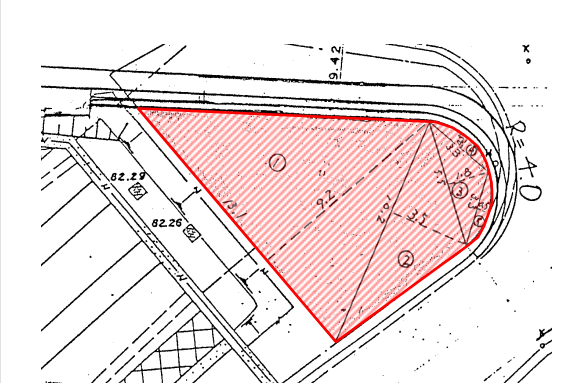
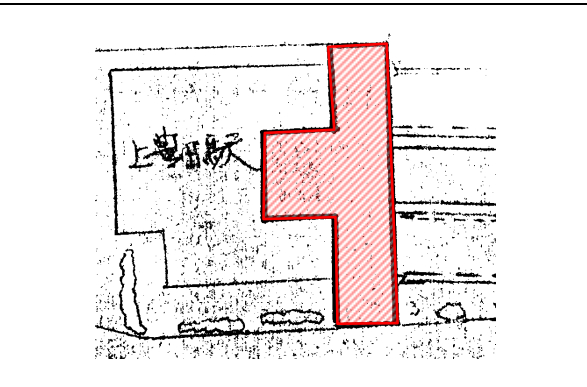
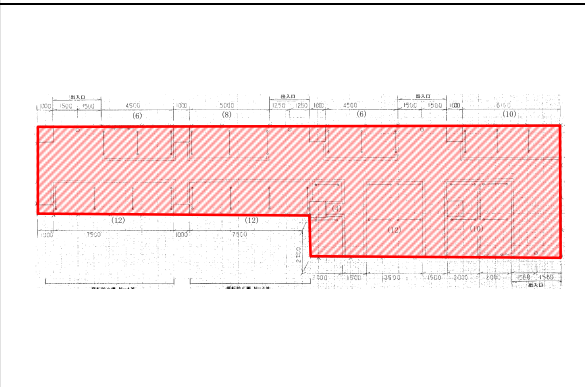
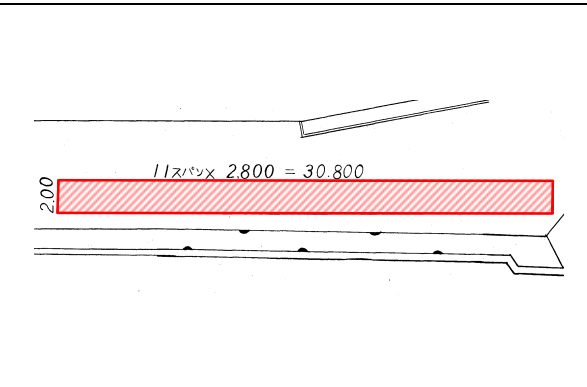
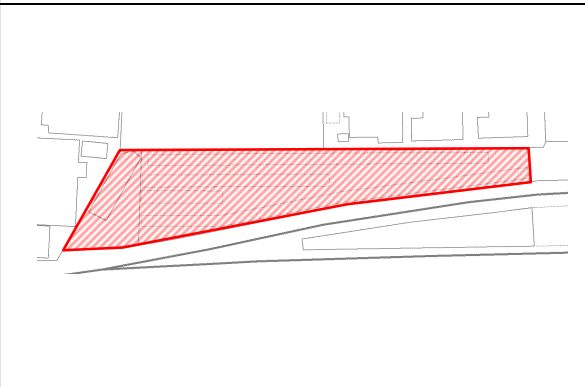

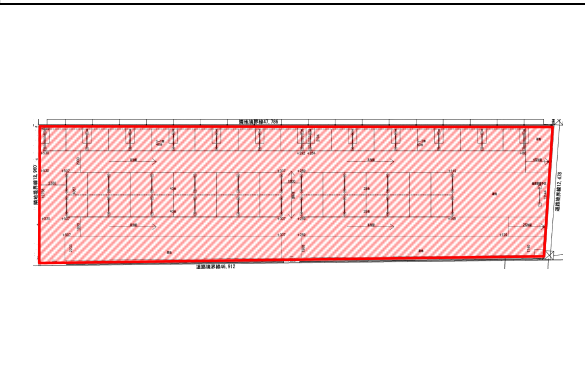
## 9 自動販売機の設置について

- ア 指定管理者は、施設敷地内に自主事業で自動販売機を設置することができる。
- イ 指定管理者は、施設敷地内に自動販売機を設置する場合、市と行政財産の賃貸借契約を結ぶこと。ただし、市が借地している駐輪場においては、市の指定する方法による。
- ウ 設置場所、貸付料の金額及び納入時期等、自動販売機の設置運営に必要な事項については、前項の契約書等で取り決める。

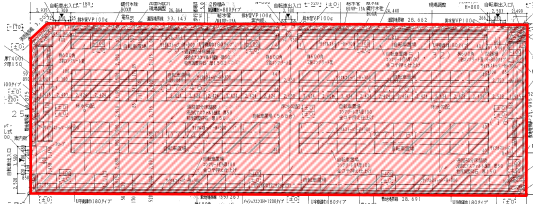


資料 1 管理区域

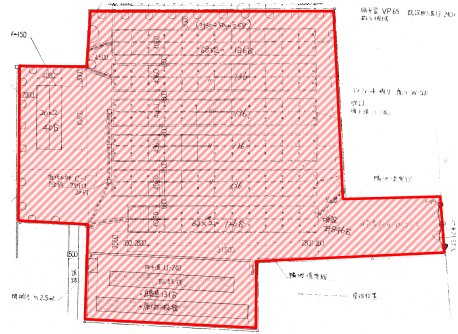
<p><b>愛環梅坪駅</b></p> 	<p><b>梅坪駅北駐輪場</b></p> 
<p><b>梅坪駅南第1駐輪場</b></p> 	<p><b>梅坪駅南第2駐輪場</b></p> 
<p><b>上拳母駅北駐輪場</b></p> 	<p><b>上拳母駅西駐輪場</b></p> 
<p><b>上拳母駅南駐輪場</b></p> 	<p><b>永覚駅駐輪場</b></p> 

<p>貝津駅駐輪場</p> 	<p>上豊田駅西駐輪場</p> 
<p>上豊田駅東駐輪場</p> 	<p>越戸駅駐輪場</p> 
<p>篠原駅駐輪場</p> 	<p>猿投駅西駐輪場</p> 
<p>猿投駅東駐輪場</p> 	<p>四郷駅駐輪場</p> 

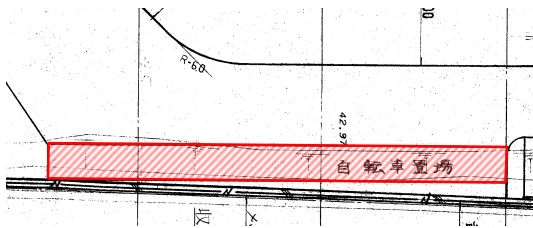
浄水駅南駐輪場



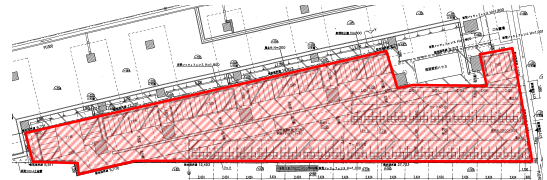
昭和町駐輪場



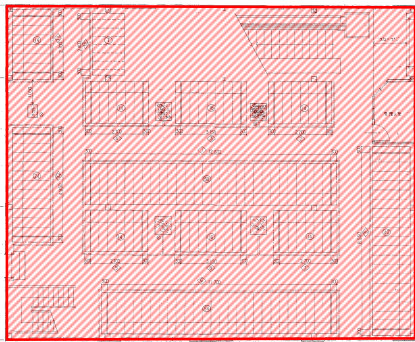
新上拳母駅駐輪場



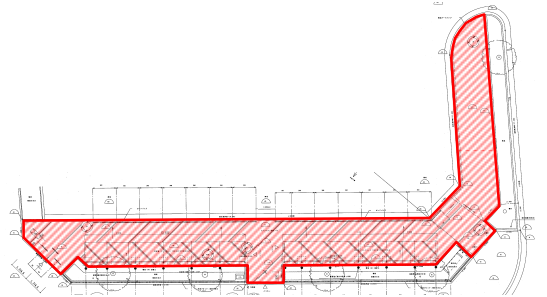
新上拳母駅南駐輪場



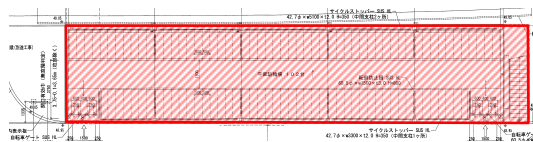
新豊田駅駐輪場



新豊田駅バイク専用駐輪場



未野原駅駅前広場駐輪場

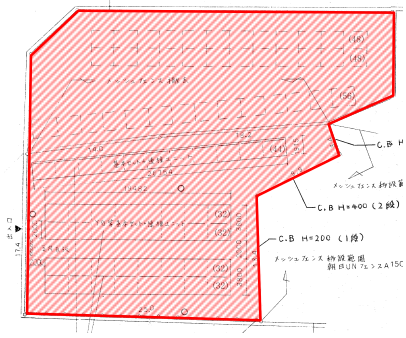


未野原駅西駐輪場

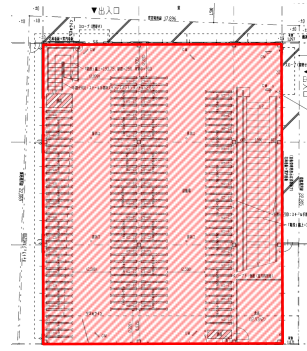




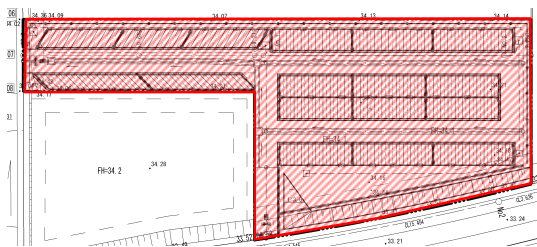
竹村駅駐輪場



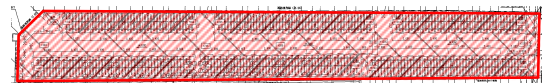
土橋駅北第1駐輪場



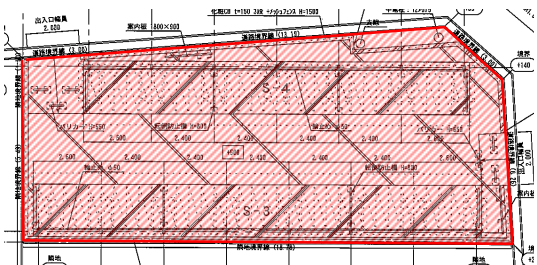
土橋駅北第2駐輪場



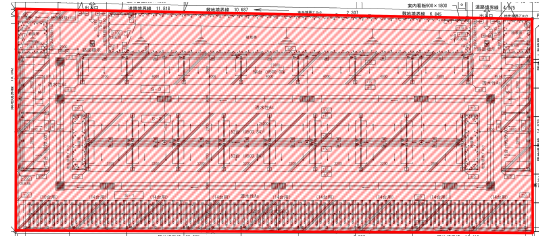
土橋駅南第1駐輪場



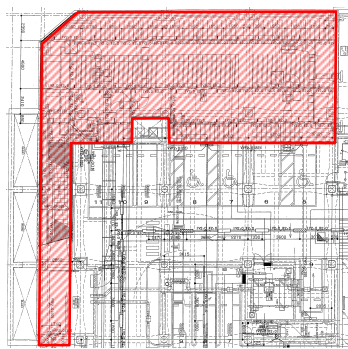
土橋駅南第2駐輪場



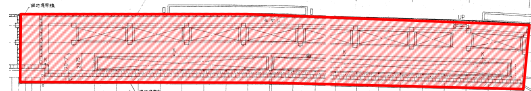
土橋駅南第3駐輪場



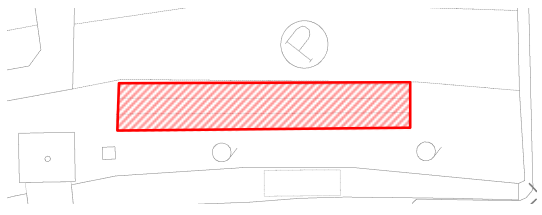
豊田市駅東駐輪場



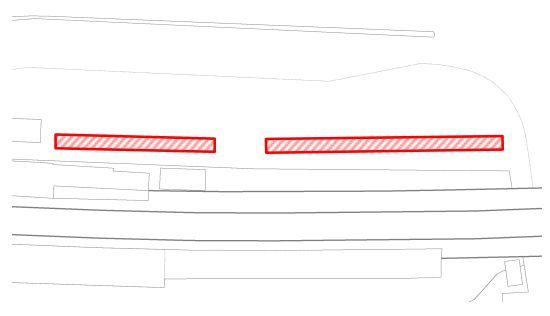
西町駐輪場



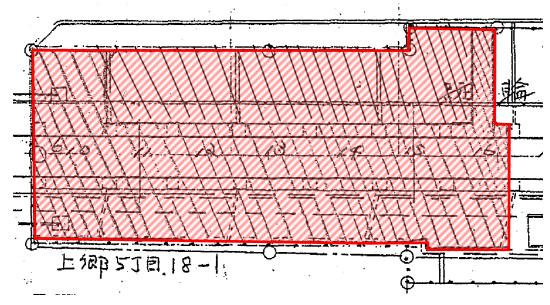
平戸橋駅駐輪場



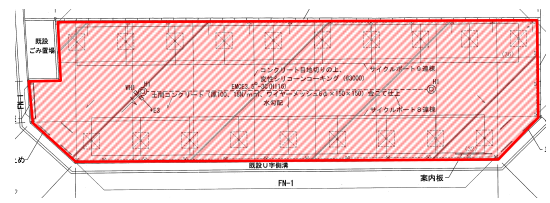
保見駅駐輪場



三河上郷駅駐輪場



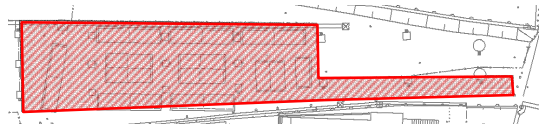
三河豊田駅北駐輪場



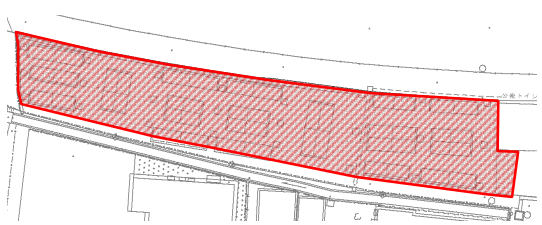
三河豊田駅南駐輪場



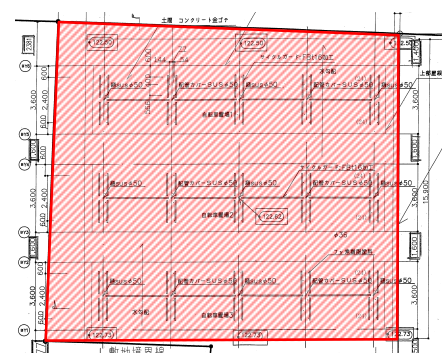
三河八橋駅駐輪場 (北)



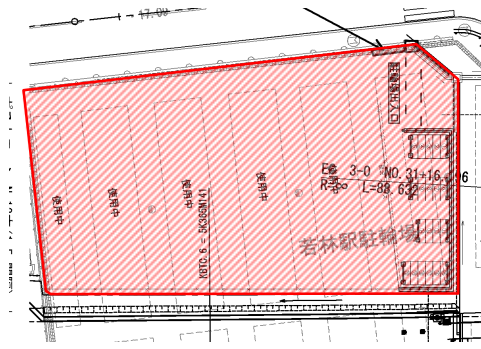
三河八橋駅駐輪場 (南)



八草駅駐輪場



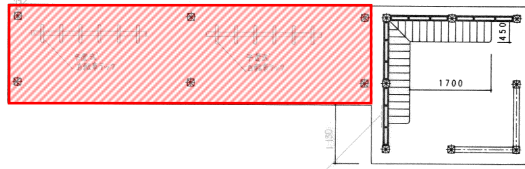
若林駅駐輪場



広瀬バス停駐輪場



ふしのさと入口バス停駐輪場



資料 2

(様式 1)

令和 年度 市営駐輪場（愛環梅坪駅駐輪場ほか41施設）施設及び設備の維持管理業務実施状況（ 月分）

(1) 実施予定及び実施状況

No.	実施内容	頻度	実施時期 <○印：予定、●印：実施済>												備考	(再委託業者等)		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		

(2) 実施内容及び異常の有無等

No.	実施内容	実施日	実施内容／異常の内容等 <●印：新規、○印：既存>	異常の有無	添付資料の提出
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

様式3への反映

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

※異常有りの場合、様式3「施設の不具合対応状況確認シート」に反映してください。

反映状況を確認し、最右列のチェック欄にチェックしてください。

※新規の異常や、既存の異常でも状況に変化があった場合には、状況が分かるような添付資料を提出してください。





(様式4)

令和 年度 市営駐輪場（愛環梅坪駅駐輪場ほか41施設） 小規模修繕等実績

番号	実施日	修繕名称	修繕内容等	場所	実施者 (施工業者)	年間修繕額		
						実施金額 (税込)	累計額	残額
1								添付資料 提出日
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

資料3 職員の配置について

1 駐輪指導員について

(1) 配置駐輪場(30駐輪場)及びポスト数

名称	所在地	配置 ポスト	備考
愛環梅坪駅駐輪場	豊田市東梅坪町1丁目9番地1	1	
梅坪駅北駐輪場	豊田市梅坪町7丁目2番地9	2	
梅坪駅南第1駐輪場	豊田市梅坪町9丁目95番地		
梅坪駅南第2駐輪場	豊田市梅坪町9丁目94番地		
上挙母駅北駐輪場	豊田市金谷町2丁目77番地1	1	
上挙母駅西駐輪場	豊田市金谷町2丁目84番地	1	
上挙母駅南駐輪場	豊田市金谷町2丁目106番地	1	
上豊田駅西駐輪場	豊田市上原町西山107番地2	1	
上豊田駅東駐輪場	豊田市上原町西山107番地2		
猿投駅西駐輪場	豊田市井上町5丁目169番地	1	
四郷駅駐輪場	豊田市四郷町森前50番地1	1	樹木有
浄水駅南駐輪場	豊田市浄水町南平1番地1	1	樹木有
新上挙母駅駐輪場	豊田市司町1丁目49番地3	1	
新上挙母駅南駐輪場	豊田市司町2丁目7番地5	1	
新豊田駅駐輪場	豊田市小坂本町1丁目17番地	2	2階建て
新豊田駅バイク専用駐輪場	豊田市小坂本町1丁目85番地1	1	
末野原駅前広場駐輪場	豊田市豊栄町12丁目2番地2	1	
末野原駅西駐輪場	豊田市豊栄町12丁目26番地1		
竹村駅駐輪場	豊田市竹町宮下11番地	1	
土橋駅北第1駐輪場	豊田市土橋町8丁目64番地3	5	2階建て
土橋駅北第2駐輪場	豊田市土橋町8丁目31番地11		
土橋駅南第1駐輪場	豊田市曙町3丁目5番地		
土橋駅南第2駐輪場	豊田市曙町3丁目4番地		
土橋駅南第3駐輪場	豊田市曙町3丁目26番地		
保見駅駐輪場	豊田市保見町権堂坊119番地1	1	
三河上郷駅駐輪場	豊田市上郷町5丁目18番地1	1	
三河豊田駅北駐輪場	豊田市山之手3丁目130番地5	1	
三河豊田駅南駐輪場	豊田市トヨタ町643番地	1	
三河八橋駅駐輪場	豊田市花園町前田9番地	2	
若林駅駐輪場	豊田市若林東町沖田151番地	1	

※ 1ポストに1人以上の駐輪指導員を配置すること

## 2 月1回以上清掃、施設の点検及び自転車等の整理をする駐輪場について

### (1) 対象駐輪場について(11駐輪場)

名 称	所 在 地	備 考
永覚駅駐輪場	豊田市永覚町高根86番地2	
貝津駅駐輪場	豊田市貝津町片坂105番地3	
越戸駅駐輪場	豊田市越戸町上能田42番地	
篠原駅駐輪場	豊田市篠原町砂ヶ入9番地4	
猿投駅東駐輪場	豊田市井上町4丁目1番地2	樹木有
昭和町駐輪場	豊田市昭和町3丁目45番地2	樹木有
西町駐輪場	豊田市西町4丁目52番地1	
平戸橋駅駐輪場	豊田市平戸橋町石平51番地2	
八草駅駐輪場	豊田市八草町石坂801番地1	
広瀬バス停駐輪場	豊田市東広瀬町城下34番地2	
ふじのさと入口バス停駐輪場	豊田市藤岡飯野町辻戸898番地	

※昭和町駐輪場には自治区の防災倉庫及び地域猫活動に伴うエサ場、猫用トイレ及び活動に伴う看板の設置あり

### 3 注意事項

- ・業務の実施にあたり、自転車等及び駐輪場内の器物を損壊させないように丁寧に取り扱うこと。
- ・業務に従事する者は自転車等利用者その他市民に対する言動に注意し、無用の摩擦をおこさないよう努め、業務に関して苦情やトラブルが発生したときは直ちに監督員に報告し、その指示に従うこと。
- ・業務に従事する者のうち、駐輪指導員は名札、黄色の帽子及び駐輪指導員と記された腕章を、それ以外は名札及び黄色の帽子を着用すること。

## 資料4 放置自転車の選別方法について

### 1 調査時期

時期は交通安全防犯課と協議の上、年2回（概ね4月から7月及び10月から3月の間にそれぞれ1回）実施する。ただし、長期間放置されている自転車等が目立つ駐輪場においては、駐輪場の円滑な利用促進のため、協議の上、2回を超えて札を取り付け、放置自転車等の選別を行う場合がある。

### 2 対象施設

全ての駐輪場

### 3 方法

- ① 交通安全防犯課から指定の札を支給する。
- ② 指定の札に、該当する取り付け年月日と駐輪場名を記入する。
- ③ 自転車等に札を取り付ける。
- ④ 札を取り付けた年月日及び台数を速やかに交通安全防犯課に報告する。
- ⑤ 札を取り付けて7日以上経過しても札がついたままの自転車については、交通安全防犯課が順次撤去する。
- ⑥ いたずら等により、調査に支障がある場合は、甲乙協議の上対応する。

(参考)

交通安全防犯課から  
支給する指定の札

- ・この札は、自転車等駐輪場内に、長期間利用されず駐車されている自転車等を調査するものです。
- ・この札を取り付けたままの自転車等は、放置とみなします。
- ・取りはずした札は、路上等に捨てないでください。

# 調査

この自転車等を使用している場合は、この札を取りはずしてください。

駐輪場の有効利用のため、7日間を経過しても札がついたままの自転車等は、利用されていないものとして『豊田市自転車等放置防止条例』に基づき撤去します。

20××年5月15日

駐輪場名

〇〇駅駐輪場

豊田市

札を取り付けた年月日及び駐輪場名を記入

## 資料5 駐輪場利用実態調査業務について

1 対象施設 市営駐輪場（愛環梅坪駅駐輪場ほか41施設）

### 2 調査の内容

#### (1) 「自転車駐輪場状況調査票」の作成

各駐輪場の状況調査を行い様式「自転車駐輪場状況調査票」を作成する。

#### (2) 写真撮影

デジタルカメラを用いて各駐輪場の状況を記録する。撮影は駐輪場の施設の状況及び利用実態が把握できるよう1施設につき5枚～10枚程度とし、画像の大きさは1,600×1,200ピクセルとする。駐輪場ごとにフォルダにまとめCD-Rに記録する。

### 3 調査基準時

10月1日～11月15日の晴天の平日の午前11時頃

### 4 報告の期限

11月20日(市役所閉庁日の場合は翌開庁日)までに、自転車駐輪場状況調査票、駐輪場ごとにまとめた写真（紙に打ち出したもの）及びCD-Rを交通安全防犯課に提出する。

また、実態調査内容をまとめた一覧表をメールで提出すること。







資料6

豊田市駅東駐輪場 使用料等徴収金額月別報告書(令和〇〇年〇〇月分)

款:15 項:01 目:01 節:01 事業番号:01792-01

単位:円

日	曜日	①使用許可額(調定金額)				②収納金額 (日計)	③市への 納付額	責任者 確認	備 考	
		一時利用 100円	定期利用(学生)		定期利用(一般)					
			1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月					3ヶ月
			1,300円	3,400円	1,500円	4,000円				
1日						0				
2日						0				
3日						0				
4日						0				
5日						0				
6日						0				
7日						0				
8日						0				
9日						0				
10日						0				
11日						0				
12日						0				
13日						0				
14日						0				
15日						0				
16日						0				
17日						0				
18日						0				
19日						0				
20日						0				
21日						0				
22日						0				
23日						0				
24日						0				
25日						0				
26日						0				
27日						0				
28日						0				
29日						0				
30日						0				
31日						0				
月計		0	0	0	0	0	0			

◆注意事項

- 1 休日等は行全体を網掛け表示すること。
- 2 責任者確認欄にはレ点チェックのこと。
- 3 翌月2日までに市所管課へメールで送信のこと。
- 4 ①②③はタイムラグが生じるため、差額が生じた場合その旨備考欄に記入すること。  
(例:〇日の収納金額のうち、・・・円は〇日に市に納付する(した)ため)

送信日	
連絡先	
担当者名	
責任者名	

## 資料 7 保守点検等の業務

### A 豊田市駅東駐輪場 保守点検業務

#### 1 業務内容

- ① 定期点検については、豊田市駅東駐輪場の駐輪ラック 284 基、ベルトコンベア 1 基及び券売機 1 基が常に良好な機能を保持し、正常に使用できるよう、機器の点検、注油、清掃、調整及び消耗部品の取り替え等を行う。
- ② 設備の故障及び不測の事故により、甲から技術員の派遣要請があったときは、乙は速やかに技術員を派遣し設備の復旧その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 定期点検業務の回数及び時期

年 1 回、原則として 8 月に実施すること。なお、詳細な日時については監督員との協議により決定する。

#### 3 業務実施に関する事項

- ① 業務に必要な消耗部品、油脂、その他資材は乙の負担とする。
- ② 乙は、業務の実施にあたっては、駐輪場利用者の安全を確保し、利用に支障を来さないよう必要な措置を講じるものとする。
- ③ 業務実施に必要な人員は適切に確保し、業務に遅滞なきようにすること。
- ④ 業務に起因する事故、物品の破損等についての責任はすべて乙が負う。
- ⑤ 業務実施のため、施設内の物品を移動する場合は、損傷のないように取り扱い、作業終了後もとの位置に復するものとする。

#### 4 その他の事項

業務について本仕様書に定めのない事項については、監督員の指示による。

### B 豊田市駅東駐輪場 夜間巡回警備業務

#### 1 業務内容

- ① 毎日午後 8 時～午後 10 時の間及び午後 10 時～午前 0 時 45 分の間に、それぞれの 1 回以上駐輪場内を巡回し、異常の有無を確認する。
- ② 巡回時に異常を発見した場合、速やかに甲が別に指示する連絡先へ連絡を行い、甲の指示に従うこと。

#### 2 報告

毎月当初に前月分の業務状況を記した報告書を提出するほか、異常を発見した場合は、速やかに書面にて状況報告を行うこと。

#### 3 業務実施に関する事項

- ① 業務に必要な機器その他資材は乙の負担とする。
- ② 乙は、業務の実施にあたっては、駐輪場利用者の安全を確保し、利用に支障を来さないよう必要な措置を講じるものとする。
- ③ 業務実施に必要な人員は適切に確保し、業務に支障なきようにすること。
- ④ 業務に起因する事故、物品の破損等についての責任はすべて乙が負う。
- ⑤ 業務実施のため、施設内の物品を移動する場合は、損傷のないように取り扱い、作業終了後もとの位置に復するものとする。

#### 4 その他の事項

業務について本仕様書に定めのない事項については、監督員の指示による。

## C 豊田市駅東駐輪場 出入口の開閉業務

### 1 業務内容

- ① 毎日午前0時45分に出入口シャッター2ヶ所を閉鎖する。
- ② 毎日午前5時00分に出入口シャッター2ヶ所を開ける。
- ③ シャッター開閉時に施設内部を点検し、異常の有無を確認する。
- ④ 点検時に異常を発見した場合、速やかに甲が別に指示する連絡先へ連絡を行い、甲の指示に従うこと。

### 2 報告

毎月当初に前月分の業務状況を記した報告書を提出するほか、異常を発見した場合は、速やかに書面にて状況報告を行うこと。

### 3 業務実施に関する事項

- ① 業務に必要な機器その他資材は乙の負担とする。
- ② 乙は、業務の実施にあたっては、駐輪場利用者の安全を確保し、利用に支障を来さないよう必要な措置を講じるものとする。
- ③ 業務実施に必要な人員は適切に確保し、業務に支障なきようにすること。
- ④ 業務に起因する事故、物品の破損等についての責任はすべて乙が負う。
- ⑤ 業務実施のため、施設内の物品を移動する場合は、損傷のないように取り扱い、作業終了後もとの位置に復するものとする。

### 4 その他の事項

業務について本仕様書に定めのない事項については、監督員の指示による。

## D 豊田市駅東駐輪場 機械警備業務

豊田市駅東駐輪場機械警備業務については、以下のとおりとする。

### 1 業務の内容

#### (1) 総則

- ① 駐輪場に防犯のため感知機能を有する警備機器を別に定める場所に設置すること。設置場所詳細は次ページ以降に示すとおり。
- ② 通信方法はNTT一般回線使用方式とする。
- ③ 警備対象施設内の警備区画において、警備対象時間は警備機器をセットしてから解除するまでの間とする。

#### (2) 警備員の出勤

- ① 緊急発報以外の甲の要請に基づく警備員の出勤については有償とする。
- ② 緊急発報により乙の警備員が出勤した場合であっても、その原因が甲又は甲の従業員若しくは甲の管理下にある者等に起因して警報装置が作動した場合も有償とする。
- ③ 緊急発報と甲の警備員の出勤の要請が重複した場合には、緊急発報による出勤を優先するものとする。

#### (3) 警報装置

- ① 業務遂行のため必要とする警報装置は、乙又は乙の指定する者が設置する。設置に要する工事費は乙の負担とする。
- ② 警報装置等は乙の所有に属し、乙は業務を遂行するためこれらを甲に貸与するものとする。
- ③ 甲は、業務対象の増・改築、新築、移転およびレイアウトの変更等により、既設の警報装置等の移動、追加、変更等を必要とする場合は、変更等を実施する10日前までに、

文書をもって乙に通知するものとする。

- ④ 甲は、前号で発生した工事費を負担するものとし、所定の方法により乙に支払うものとする。
- ⑤ 甲が(3)③の通知を怠ったときは、その増・改築等の行った工事から生じた事故に対しては、乙は賠償の責を負わないものとする。
- ⑥ 甲・乙協議により、新たに警報装置等の付加が必要と認められた場合は、これに伴い契約料金を改定できるものとする。

#### (4) 工事配線

- ① 業務対象に設置した警報装置の工事配線に障害が発生した場合には、業務開始の日から5年以内の自然消耗による障害に限り、乙の負担によって補修を行うものとする。
- ② 業務開始の日から5年を経過した工事配線に障害が発生した場合には、甲・乙協議により配線の取替え工事を行うものとする。但し、これに要する費用は甲の負担とする。

#### (5) 免責事項

乙は、次の各号の損害については、一切その責を負わない。

- ① 地震、噴火、洪水、台風等の天災地変、暴動、官の処分、通信事業者等の設置する通信回線障害等、その他不可抗力の事態により生じた損害。
- ② 業務対象の建造物、施設又は業務対象自体の瑕疵に基づく損害。
- ③ 警報装置設置個所以外、若しくは警報装置の感知機能の範囲以外から生じた損害。
- ④ 業務対象に設置された警報装置を、甲が乙の承諾を得ず、みだりに移設、変更、分解、開披、調整、切替、切断又は加工等を行った場合の損害。
- ⑤ 警報操作器を操作後、設定した遅延時間終了までの間(業務開始前)に発生した損害。
- ⑥ 警報装置の機能上、警戒状態になっていない部分で発生した損害。

#### (6) 禁止事項

甲の管理下にある者は、乙の承諾なく業務対象内にある乙所有の機器について分解、開披その他の方法により、乙所有の技術情報考案等を侵害、又は第三者に漏洩してはならない。

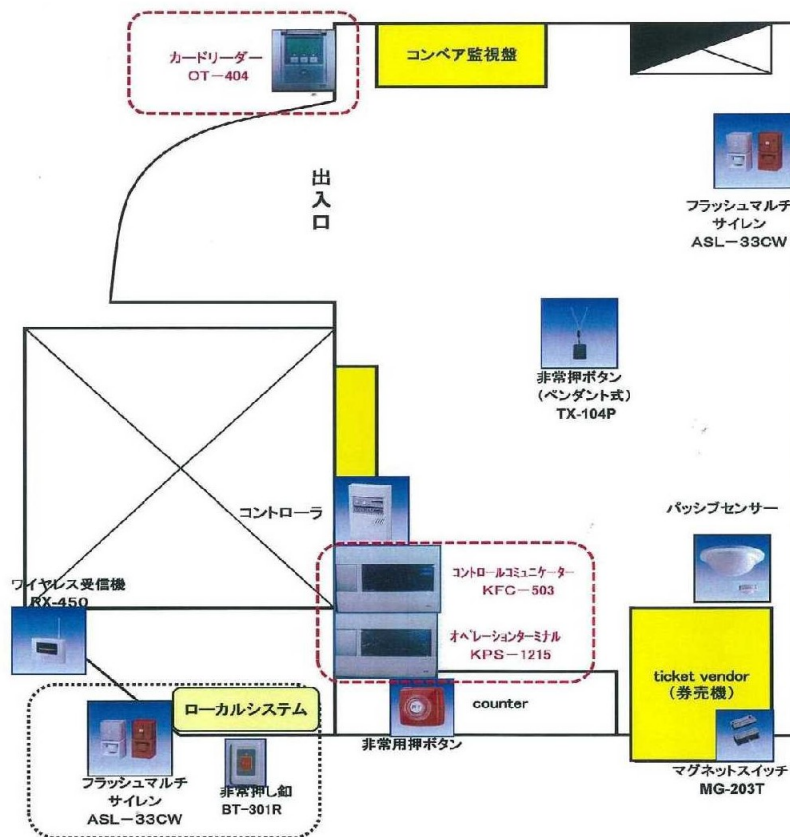
#### (7) 費用負担

乙所有の警報装置等を撤去する場合、その費用は乙負担とし、また、撤去後の損傷箇所の現状回復に必用な費用についても乙の負担とする。

■ 豊田市駅東駐輪場警備機器及び警備図

	名 称	機 種	機 能
操作部	カードリーダー	OT-404	警報機のセット及び解除をカードで行う
制御部	オペレーションターミナル	KPS-1215	異常信号を電話回線に乗せ、監視センターへ信号を送信する
	コントロールコミュニケーター	KFC-503	オペレーションターミナルとセンサーへの電源供給及び制御する
	フラッシュマルチサイレン	ASL-33CW	異常発報時の警報音及びフラッシュライト点灯
	ワイヤレス受信機	RX-450	ペンダント式非常押しボタンからの信号受信機
センサー部	パッシブセンサー	PA-6712	人体が発する熱を感知するセンサー
	マグネットスイッチ	MG-203T	券売機の扉の開閉を感知するセンサー
	非常用押しボタン	EK51	非常通報用押しボタン
	非常押しボタン(ペンダント式)	TX-104P	非常通報用押しボタン
ローカル部	非常押しボタン	BT-301R	非常通報用押しボタン
	コントローラ	C-21	外部に設置された非常通報用押しボタンからの信号を受信し、フラッシュマルチサイレンを起動させる

※ローカル部について、管理室外に設置された非常押しボタン信号は監視センターへは送られず、現場で警報音とフラッシュライトを点滅させることにより威嚇する。



#### E 新豊田駅駐輪場 保守点検業務

- ① ベルトコンベア1基、電動シャッター2基、駐車装置293基及びシャッターの水圧開扉装置2基につき、正常に機能を果たすよう、点検、調整、給油及び必要に応じ消耗部品の取替えを行う。
- ② ベルトコンベアは原則として8月及び2月に、その他の機器は原則として8月に定期点検を行う。
- ③ 設備の故障及び不足の事故により機器に異常をきたした場合は、設備の復旧その他必要な措置を講ずるものとする。

#### F 新豊田駅駐輪場 機械警備業務及び巡回警備業務

新豊田駅駐輪場の機械警備業務及び巡回警備業務については、以下のとおりとする。

##### 1 業務の内容

###### (1) 機械警備

- ① 当該施設に防犯、火災感知及びベルトコンベアの異常感知のための感知機能を有する警備機器を設置する。
- ② 警備機器は、常に正常に作動するよう管理し、機器に異常のあるときは、ただちに点検修理を実施するものとする
- ③ 警備機器により施設の異常が報知された場合は、施設に警備員を派遣し、異常の内容を確認し必要な措置を講ずる。また、異常の内容により必要と判断した場合は甲へ連絡する。

###### (2) 巡回警備

- ① 毎日午前0時45分以降速やかに出入口シャッター2ヶ所を閉鎖する。
- ② シャッター閉鎖時に、施設内部を点検し、異常の有無を確認し、異常のある場合は必要な措置を講ずる。
- ③ シャッター閉鎖時に、引き出されている駐輪ラックは格納し、窓を閉め施錠確認をする。
- ④ 季節による日照時間の変化に応じた照明タイマーの設定を定期的に行う。

###### (3) 業務実施に関する事項

- ① 業務遂行のため必要とする警報装置は、乙又は乙の指定する者が設置する。設置に要する工事費は乙の負担とする。
- ② 警報装置等は乙の所有に属し、乙は業務を遂行するためこれらを甲に貸与するものとする。
- ③ 乙は、業務の実施にあたっては、駐輪場利用者の安全を確保し、利用に支障を来さないよう必要な措置を講じるものとする。
- ④ 業務に起因する事故、物品の破損等についての責任はすべて乙が負う。
- ⑤ 業務実施のため、施設内の物品を移動する場合は、損傷のないように取り扱い、作業終了後もとの位置に復するものとする。

## G 土橋駅北第1駐輪場 保守点検業務

- ① ベルトコンベア1基、電動シャッター2基、駐輪ラック582基につき、正常に機能を果たすよう、点検、調整、給油及び必要に応じ消耗部品の取替えを行う。
- ② ベルトコンベアは原則として8月及び2月に、その他の機器は原則として8月に定期点検を行う。
- ③ 設備の故障及び不足の事故により機器に異常をきたした場合は、設備の復旧その他必要な措置を講ずるものとする。

## H 土橋駅北第1駐輪場 機械警備業務及び巡回警備業務

土橋駅北第1駐輪場機械警備業務・巡回警備業務は、以下のとおりとする。

### 1 業務の内容

#### (1) 機械警備

- ① 当該施設に防犯、火災感知及びベルトコンベアの異常感知のための感知機能を有する警備機器を設置する。
- ② 警備機器は、常に正常に作動するよう管理し、機器に異常のあるときは、ただちに点検修理を実施するものとする
- ③ 警備機器により施設の異常が報知された場合は、施設に警備員を派遣し、異常の内容を確認し必要な措置を講ずる。また、異常の内容により必要と判断した場合は甲へ連絡する。

#### (2) 巡回警備

- ① 毎日午前0時45分以降速やかに出入口シャッター2ヶ所を閉鎖する。
- ② シャッター閉鎖時に、施設内部を点検し、異常の有無を確認し、異常のある場合は必要な措置を講ずる。
- ③ シャッター閉鎖時に、引き出されている駐輪ラックは格納し、窓を閉め施錠確認をする。
- ④ 季節による日照時間の変化に応じた照明タイマーの設定を定期的に行う。

#### (3) 業務実施に関する事項

- ① 業務遂行のため必要とする警報装置は、乙又は乙の指定する者が設置する。設置に要する工事費は乙の負担とする。
- ② 警報装置等は乙の所有に属し、乙は業務を遂行するためこれらを甲に貸与するものとする。
- ③ 乙は、業務の実施にあたっては、駐輪場利用者の安全を確保し、利用に支障を来さないよう必要な措置を講じるものとする。
- ④ 業務に起因する事故、物品の破損等についての責任はすべて乙が負う。
- ⑤ 業務実施のため、施設内の物品を移動する場合は、損傷のないように取り扱い、作業終了後もとの位置に復するものとする。